

大分県別府総合庁舎 公募物件説明書

1 公募物件

物件 番号	設置場所	所 在 地	貸 付 期 間	貸 付 面 積 (㎡)		台数 (台)	設置事業者 の地域要件 (注 1)	販 売 品 目 (注 2)	位置図 (注 3)	建物 内外	その他 公募条件 (注 4)	* 参考 前年度の庁舎 管理費 (円) (注 5)	* 参考 年間販売本数 (本) (注 6)	
				幅 (m)	× 奥行 (m)									
1	大分県別府総合 庁舎 1 階	別府市大字鶴 見字下田井14- 1	R7.10.1 ~ R10.3.31	2.80	× 1.71 =	4.79	2	A	清涼飲料水 (缶・ペットボト ル)	図 1	内	販売機の回収 ボックスを設置 すること	91,187	6,971

(注1) 設置事業者の地域要件A・・・応募要件としては、過去5年以内に自動販売機設置の実績があることが必要です。なお、設置事業者の住所又は所在地は問いません。

設置事業者の地域要件B・・・応募要件としては、設置事業者が個人の場合は、その住所が応募する県有施設所在の市町村にあり、過去5年以内に大分県又は応募する
県有施設所在市町村の自動販売機設置許可又は契約の実績があることが必要です。

設置事業者が法人の場合は、本店の所在地が大分県内にあり、過去5年以内に大分県又は応募する県有施設所在市町村の自動販売機設置
許可又は契約の実績があることが必要です。

(注2)販売品目については、必ず公募期間内に事前に施設管理者と協議をしてください。

(注3)設置場所によっては、商品の補充やメンテナンスの際の扉の開閉等に支障がある場合があるので、必ず応募前に施設管理者に連絡をとり現場を確認してください。

【現場確認日：8/6(水)～8/8(金)、8/18(月)～8/22(金)】

(注4)電気・水道等は子メータを設置すること。上記貸付面積の範囲内に販売する飲料の容器の種類に応じた回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

(注5)現在設置している自動販売機について、前年度県が自動販売機設置者から徴収した貸付料及び使用料を除く電気料等の管理費用【**3台合計**】です。

* 検討の参考としてください。実際の徴収については、実績等に応じて請求を行います。(上限等を約束するものではありません。)

(注6)当該公募対象自動販売機に係る1年間の販売本数【**3台合計**】です。

* 検討の参考としてください。販売本数について約束するものではありません。(契約期間中に施設内の自動販売機数が増減する可能性もあります。)

2 申込先及び申込期間

物件 番号	申込先 (各県有施設)			申 込 期 間	
	住 所	名 称	電話番号 FAX番号	郵送 (書留等の記録が残る方法に限る) する場合	持参する場合
1	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1	大分県別府土木事務所	電話番号 0977-67-0211 FAX番号 0977-67-6480	R7.8.1 (金)～R7.8.22 (金) ※R7.8.22 (金) 16時までに必着	R7.8.1 (金)～R7.8.22 (金) 9時00分～12時00分、13時00分～17時00分 ※土曜日、日曜日及び祝祭日を除く

* 電話、FAX、メールによる受付は行いません。